

給水装置工事に係る取扱要綱

平成14年3月1日発行

加除（さしかえ）表

追録第3号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第1部	20から22-1まで	2	20から22-1まで	2	第1部19の次へ
	67	1	67	1	66の次へ
第2部	1から10まで	5	1から10まで	5	第2部目2の次へ
	21から22まで	1	21から22まで	1	4. 中仕切の次へ
	33から34まで	1	33から34まで	1	32の次へ
	39から40まで	1	39から40まで	1	38の次へ
	57から60まで	2	57から60まで	2	8. 中仕切の次へ
第3部	目1	1	目1	1	第3部表紙の次へ
	1から2まで	1	1から2まで	1	目1の次へ
	9から16まで	4	9から16まで	4	8の次へ
第4部	3から6まで	2	3から6まで	2	2の次へ
第5部	1から2まで	1	1から2まで	1	(1) 中仕切の次へ
	13から18まで	3	13から18まで	3	12の次へ
	23から24まで	1	23から24まで	1	(5) 中仕切の次へ

給水装置工事に係る取扱要綱

平成 14 年 3 月 1 日発行

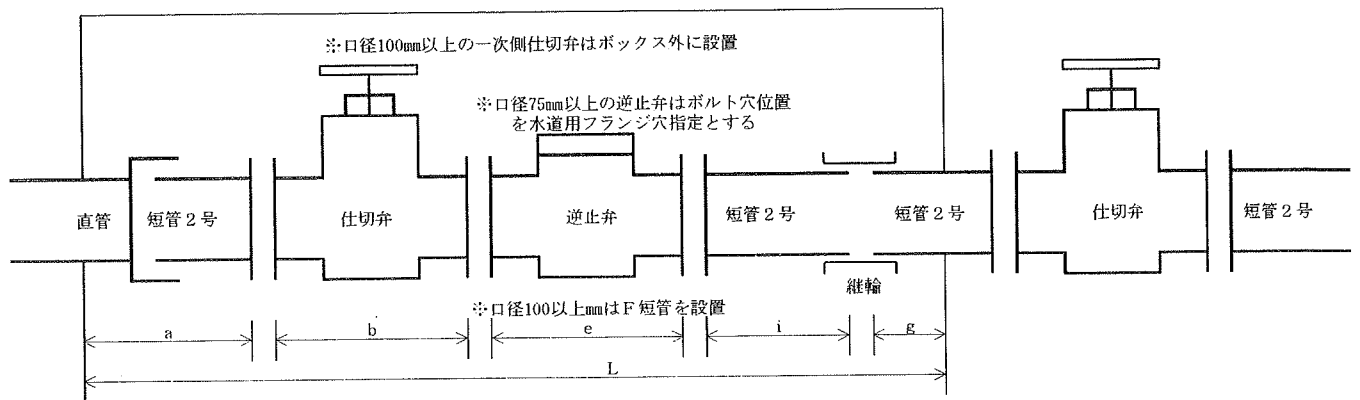
加除（さしかえ）表

追録第 3 号

手順 種別		ぬきとるページ	枚数	追録から加える ペ ー ジ	枚数	加 え る と こ ろ
参考資料	上水道	7から8まで	1	7から8まで	1	6の次へ
		11から12まで	1	11から12まで	1	10の次へ
	下水道	1から4まで	2	1から4まで	2	函館市下水道事業関係例規 の目次の次へ
		11から12まで	1	11から12まで	1	10-2の次へ

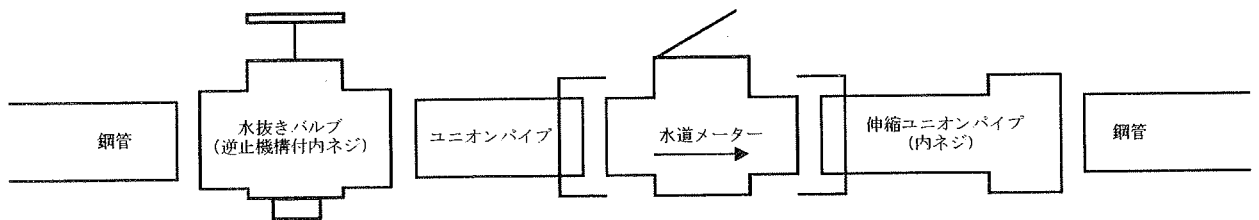
これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

(サ) 口径75mm以上 1～5階直結の逆止弁のみ設置配管

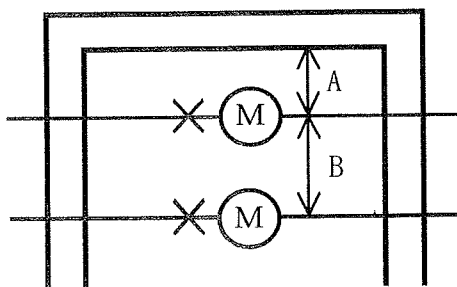


カ 管理者が認める中層建築物の直結給水および受水槽式給水による共同住宅等の特例検針建物の場合の設置配管標準図（屋内設置）

(ア) 口径20～25mm共同住宅各戸パイプシャフト内のメーターと逆止弁の設置配管（水抜きバルブは、逆止機構付内ネジ型とする。また伸縮ユニオンパイプは、内ネジ型とする。）



キ 複数のメーターを同一箇所に設置する場合のメーター間の適正寸法は、以下のとおりとする。



口径	13mm	20mm	25mm	40mm
A寸法 (単位 mm) 側面よりメーターまでの 最低寸法	75以上	75以上	100以上	150以上
B寸法 (単位 mm) メーター間最低寸法 取替作業最低寸法	150以上	150以上	200以上	300以上

⑨ メーターボックス等の設置

- ア メーターは、メーターボックスの中心線上に位置するよう設置すること。
- イ メーターボックスは、沈下することがないように十分に基礎を堅固にし、また凍上のおそれがある場所については、位置のずれや傾斜をきたさないようにすること。
- ウ メーターボックス内に雨水、汚水等が流入しないよう、設置すること。
- エ メーターを鳥居配管とする場合は、エルボ部分にメーターボックスがかからないよう設置すること。また止水栓、仕切弁のネジ部およびフランジ部分に、メーターボックスがかからないよう据え付けること。

⑩ メーターボックス等の構造

- ア メーターボックスは、鋳鉄製、合成樹脂製（FRP、ABSなど）またはコンクリート製の管理者が認めたものとする。
- イ 屋外にメーターを設置する場合は、管理者の指定する保護ボックスを取り付けること。
- ウ メーターを複数同一箇所に設置する場合、コンクリート製のピット等を作製してよいものとする。この場合蓋は、検針およびメーターの取替が容易な構造とし、大きさおよび防寒、防水等防護措置については、管理者と十分打ち合わせる事。
- エ メーターボックス寸法と対応メーター口径は、次のとおりとする。

名 称	対応口径	メーターボックス内寸法（単位mm）			摘 要
		L （）は上部寸法	W （）は上部寸法	H	
A-中	13mm～20mm	(420)480	(320)380	450	各口径1個のみ設置
A-大	25mm	(535)610	(320)395	450	〃
B-2	13mm～40mm	700	407	650	13mm～20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 1個設置
KB-2	13mm～40mm	700	420	650	〃
B-3	13mm～40mm	700	600	650	13mm～20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 2個設置
KB-3	13mm～40mm	850	610	625	〃
B-4	13mm～50mm	1,000	700	650	13mm6個設置 20mm6個設置 25mm6個 設置 40mm3個設置 50mm1個設置
T-1	50mm～75mm	1,260	760	900	各口径1個のみ設置
T-2	50mm～150mm	1,560	760	900	〃
T-3	150mm	1,800	900	1,150	〃
保護ボックス	13mm～40mm	540	390	200×300	軽量コンクリート製(Aボックス同時使用)
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	ABS製
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	縞鋼板製(枠付き)

【取扱三】

オ メーターボックスおよび配管寸法は、次のとおりとする。

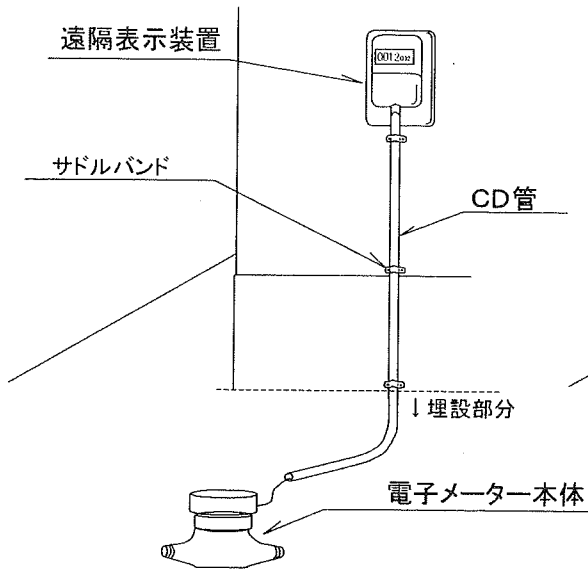
口径	メーターのみ設置		メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置		摘要
	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	
13mm	327	A-中+保護ボックス	—	—	—	—	
20mm	450	A-中+保護ボックス	592	B-2 KB-2	—	—	
				A-大+保護ボックス			
25mm	513	A-大+保護ボックス	668	B-2 KB-2	—	—	
				A-大+保護ボックス			
40mm	579.5	B-2	793.5	T-1	578.5	B-2 KB-2	
		KB-2				A-大+保護ボックス	
50mm	886	B-4	1,171	T-2	611	B-2 KB-2	
		T-1				A-大+保護ボックス	
75mm	—	—	1,360	T-2	1,430	T-2	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
100mm	—	—	1,290	T-2	1,240	T-2	1,2次側仕切弁は、ボックス外に設置
150mm	—	—	1,660	T-3	1,360	T-2	”

⑪ 電子メーターの設置等

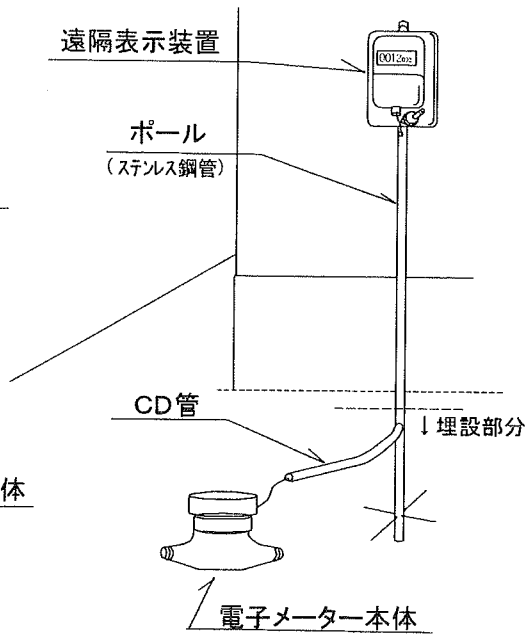
ア 電子メーターの設置は、原則として次のとおりとする。

- (7) 電子メーター本体の設置は、取替および点検が容易にでき、凍結のおそれのない場所とする。
- (イ) 遠隔表示装置は、建物の壁に設置すること。なお、建物の壁等に設置が困難な場合は、ポール設置式とすることができる。また、遠隔表示装置設置高さは、地上より1.5mとする。
- (ウ) 伝送線の保護管は、CD管口径22mmを使用し、埋設する場合は深度を30cm以上とし、壁に取り付ける場合はサドルバンドで確実に固定する。
- (エ) ポール設置の場合は、局の指定するステンレス鋼管口径25mmのポールを使用し、内部を伝送線の保護管が貫通するよう組み立て、ポールの上端部の防水処理および転倒防止の措置をする。
- (オ) 伝送線の配線総延長は、おおむね7m以内とする。
- (カ) 電子メーターを設置する場合であってもメーターボックスは設置する。

・ 壁に設置する場合



・ ポール設置の場合



※ メーターボックス類は省略しています。

イ 電子メーターを設置する場合の費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (ア) 設置する電子メーター本体、遠隔表示装置およびこれらの付帯品（ボルトナット、封印線、封印玉、パッキン等）は、局が貸与する。
- (イ) メーターの設置およびその他付帯する工事（保護管の設置など）に係る費用は、すべて設置者の負担とする。

ただし、既設のもので計画取替によるものは、局の負担とする。

(5) 特殊器具等の設置

① 高圧洗車機

加圧された洗剤およびワックスの混合水が逆流するおそれがあるため、受水槽式（シスタンク等）給水とする。

② 浄水器

性能基準は、JWWAS102の基準によること。

なお、浄水器以降の水は、水道水中の溶存物質などを除去するため、給水栓から流出する水は、水道水として取り扱われない。

ア I形は、給水栓、他の末端給水器具の一次側直近に取り付けて、常時圧力が浄水器に作用するため、逆流防止弁を設置すること。

イ II形は、給水栓の二次側に取り付けて、常時圧力が作用しないこと。

- イ 公道以外の撤去工事（切り離し箇所の写真）
- ウ メーター以下の改造工事（検査員が必要と認めるものは除く）
- エ 道路路面復旧工事
- オ 修繕工事（検査員が必要と認めるものは除く）

⑥ 現場検査の省略

- ア 水洗化工事でフレキシブル継手による接合のもの
- イ 給水栓，ボールタップ等の給水用具および取付用の設備を撤去する工事
- ウ 埋設管の位置を変更する工事（設計審査で立会が必要と判断されるものは，工事中に立会う）

(6) 指定事業者が行う完成検査

- ① 指定事業者（主任技術者）は，完成図書の検査と現地検査を行い工事竣工検査表により，給水装置の構造および材質基準に適合していることならびに，水道局の取扱基準に適合していることを確認する。
- ② 給水装置の使用開始にあたっては，水圧試験を行い，メーター設置後，通水，管内洗浄，水質の確認（臭気，味，色，濁り，異物）を行う。

(7) 水質試験

① 基本事項

- ア 水質試験のための採水は，局検査員の指示により行うこと。
- イ 採水した水は，施工した指定業者が浄水課水質試験係に届ける。
- ウ 水質試験は，函館市水道局浄水課水質試験係が行う。

② 新設鋳鉄管布設工事の水質試験

- ア 管洗浄終了後，局検査員の指示により水質試験のための水を採水する。
- イ 試験水は，鋳鉄管布設管路のそれぞれの末端から採水する。
- ウ 試験項目は，次のとおりとする。
 - (ア) 濁度，色度，pH値，残留塩素検査：採水ビン 500ml 2本
 - (イ) 一般細菌検査：滅菌採水ビン 100ml 1本

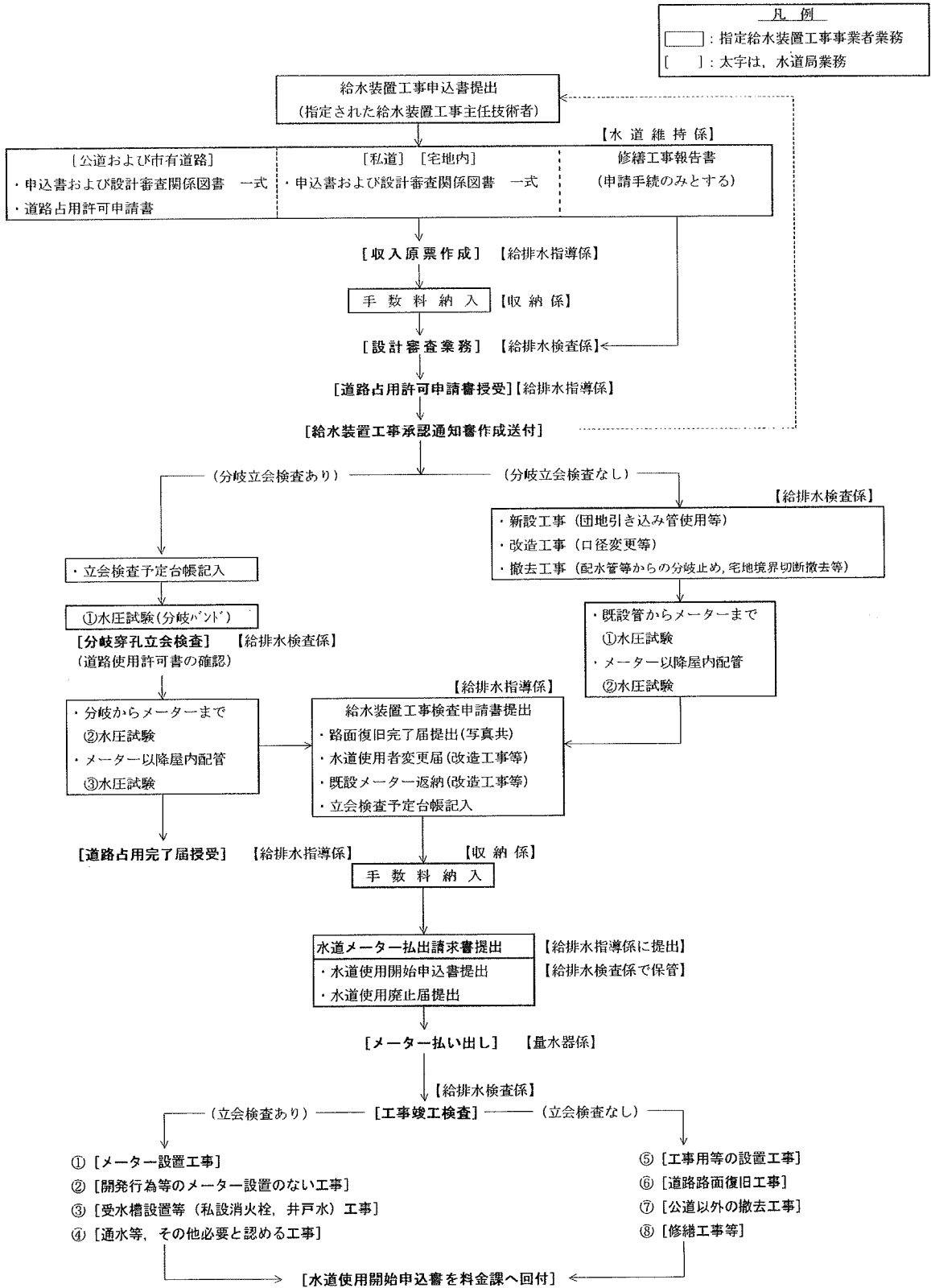
③ 受水槽式給水の水質試験（共同住宅等の特例検針を認める場合）

- ア 受水槽の清掃および給水設備の管洗浄終了後，水質試験のための水を採水する。
- イ 採水は，受水槽内と最上階等の末端給水栓の2箇所とし，それぞれ採水ビン 2000ml 1本，滅菌採水ビン1本ずつとする。
- ウ 水質試験は，函館市水道局浄水課水質試験係で行い，試験項目は，次のとおりとする。
 - (ア) 濁度，色度，pH値，残留塩素検査等：採水ビン 2000ml 2本
 - (イ) 一般細菌検査：滅菌採水ビン 100ml 2本

第 2 部

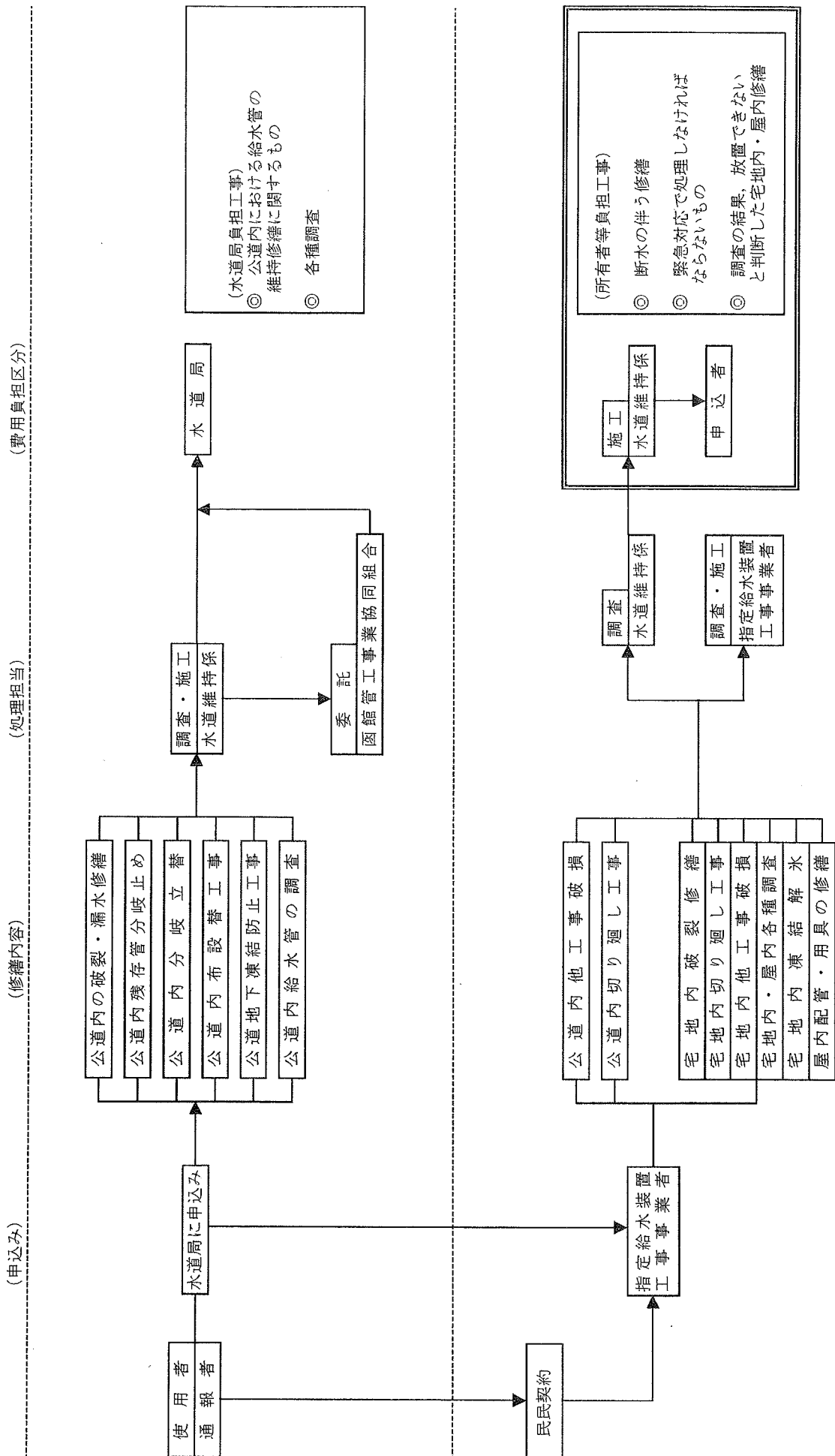
1. 手続等業務のフロー

(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



(2) 修繕工事の基本フロー

指定事業者または水道局が行う修繕工事の全体の流れは、次のとおりである。



(水道局負担工事)
 ◎ 公道内における給水管の維持修繕に関するもの
 ◎ 各種調査

(所有者等負担工事)
 ◎ 断水の伴う修繕
 ◎ 緊急対応で処理しなければならぬもの
 ◎ 調査の結果、放置できないと判断した宅地内・屋内修繕

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、業務課給排水指導係窓口で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導係窓口へ提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 給水装置工事申込書と手数料納入通知書を料金課窓口へ提出し、手数料を納入する。

給水装置工事申込書は、料金課窓口で一時保管する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

イ 撤去工事は、改造工事とする。

③ 申請書様式作成例（別紙）

(2) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

道路占用許可申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に水道局へ提出する。

なお、道路使用許可申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出する。

提出から許可までの概算日数は概ね次の通りである。

市道	約1週間～2週間	国道	約2週間以内
道道	約3週間～4週間	警察	約5日間以内

イ 提出の手続

(7) 提出部数

種 別	区 分	道 路 占 用			道路使用
		国 道	道 道	市 道	警 察
申 請 書		1 (3枚複写)	1 (4枚複写)	1 (5枚複写)	1 (3枚複写)
仕 様 書		3	4	1	1
位置図 (市内全体図)		3	4	—	2
位置図 (道路台帳図)		3	4	—	2
断面図・平面図		3	4	3	2
保安施設様式図		2	—	—	—
道路占用変更許可内訳書		—	4 (水道局にて作成)	—	—
占用工事着手・竣工届		1	1	1	—
理由書 (3年規制道路掘削)		—	—	1 (3年規制のみ)	—
埋設管理め殺し願い		—	—	1 (分岐止工事のみ)	—

(4) 添付図書

- a 占用数量表
- b 位置図 (S = 1 / 2, 500 ~ 1 / 10, 000)
- c 占用平面図 (S = 1 / 100 ~ 1 / 500)
- d 占用物件構造図
- e 道路復旧図
- f 道路使用図 (交通確保状況図)
- g 道路台帳 (市道の消火栓設置の場合)
- h 仕様書
- i 廃止平面図
- j 廃止に伴う埋め殺し理由書 (市道の場合)
- k 3年規制掘削理由書 (市道の場合)

(5) 道路使用許可申請

申請者は、2部作成し提出するが、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄の警察署と協議すること。

② 申請書様式作成例 (別紙)

③ 工事関係諸官公庁

所管事項	所管官公署等	電話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館土木現業所 事業部事業第一課管理係	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 維持課施設管理係	(代)21-3408
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 下水道部建設課工事第1係 工事第2係	(代)23-8884
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111 43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME 北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予防課 警防課	22-2144 22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

(ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道使用開始申込書」、「水道メーター払出請求書」を給排水指導係窓口へ提出する。

給排水指導係窓口担当者は、「給水装置工事検査申請書」の確認と完成立会検査日を確認し、「水道メーター払出請求書」に記入の後、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。

(イ) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「手数料納入通知書」を料金課窓口へ提出し手数料を納入する。

「給水装置工事検査申請書」は、料金課窓口へ一時保管する。

(ウ) 申請者は、庁舎地下のメーター保管庫で、「手数料納入済通知書」、「水道メーター払出請求書」を量水器係担当者に提出し、水道メーターを受け取る。

イ メーターの返納が伴う場合

(ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。

(イ) メーターの口径変更等の工事で返納、受取を同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

② 払出時期等

ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。

設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

③ 水道メーターの貸与の特例

- ア 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。
 イ 管理者が特に必要と認める場合は、先出しとする。なお、パイプシャフト内に各戸メーターを設置するものは、下記の表のとおりとする。

共同住宅等の給水装置の形態		工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払い出し時期
新 築	中層建築物直結給水	中層建築物直結給水	各戸メーター後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター後出し 各戸メーター先出し
既 設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針していない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター先出し

④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱

管洗浄用メーターを設置し、水を使用する場合は、次のとおりとする。

- ア 管洗浄用メーターを設置し、排水を行う者は、通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査係に提出する。
 イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は、業務課長決裁とし、使用者に「管洗浄用水使用許可書」を送付する。
 ウ 管洗浄用メーターは、「管洗浄用水使用申請書」の提出時に貸与する。
 エ 管洗浄作業が完了し、水質検査合格の後、局検査員は使用水量の確認を行う。確認の後、給排水検査係に「管洗浄用水使用報告書」を提出し、管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。
 オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後、業務課長決裁を受け、使用水量を認定し、「管洗浄用水使用料金内訳書」を料金課調定係に提出する。
 カ 調定係は、納入通知書を作成し、使用者に送付する。
 キ 使用料金の支払は、料金課窓口または局指定金融機関とする。

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後、工事中止となった場合指定事業者（主任技術者）は、すみやかに給排水指導係へ工事中止届を提出すること。なお、届出様式は、特に定めない。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(7) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに業務課備え付けの地区別の「立会検査予定台帳」に記入する。

(イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。

(ウ) 工事完成後提出する給水装置工事検査申請書は、竣工後7日以内とし、その後行う完成立会検査は、5日以内とする。

イ 提出手続

(7) 各種立会検査の申請は、台帳の記入によることとし、申請様式は定めない。

(イ) 工事の竣工後に提出を必要とする伝票等

a メーター払出請求書

給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出する。

b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）

メーターの設置される新設工事、改造工事の場合に提出する。

水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出する。

c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）

新設、改造、撤去工事により既設メーターを閉栓する場合に提出する。

d 水道メーター返納書

新設、改造、撤去工事に取り外したメーターは、速やかに業務課量水器係に水道メーター返納書を添えて返納すること。

(ウ) 工事竣工後に提出を必要とする図書等

a 給水装置工事検査申請書

b 給水装置工事 設計・（使用）材料書

c 給水装置工事竣工図（平面図，立体図，配管接続図等）

d 水圧試験記録表

e 工事竣工検査表（指定事業者自主検査）

f 給水装置工事写真

(a) 宅地内工事写真

- ・メーター上流側埋設深度
- ・メーター設置鳥居型配管

(b) 道路内工事写真

- ・分岐穿孔
- ・埋設深度
- ・私道路面復旧完成

(c) その他

- ・分岐止（宅地内，道路内）

なお，写真撮影等については，道路占用完了届の提出 ア の基本事項のとおりとする。

g 水道使用開始申込書（新設，改造，開栓用）の1枚目

メーター払出時に給排水検査係が押印し発行されたもので，メーターの設置される新設工事および改造工事の場合に提出する。

h 水道使用廃止届（改造，撤去，閉栓，中止用）の1枚目

旧メーター返納時に量水器係が押印し発行されたもので，新設，改造，撤去工事により既設メーターを閉栓する場合，水道の使用を一時中止する場合に提出する。

i 路面復旧完了届

なお，給水装置工事検査申請書の提出は，第2部6ページ（3）メーターの受け渡しの取扱による。

② 申請書様式作成例（別紙）

③ 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

(ア) 申請書等に添付する写真は，所定の台紙（別紙）に，1枚ずつ貼ること。

(イ) 工事写真には，工事名，施工年月日，施工箇所，占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 市道，道道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着工前全景

b 埋設物件（埋設深度）

c 路面復旧後全景

ウ 国道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 工事竣工後全景

c 工事実施状況（工事状況全景）

d 誘導員配置状況

- e 根掘り
- f 埋戻し
- g 転圧状況（路床または路盤）
- h 分岐穿孔
- i 埋設深度
- j 路盤厚寸法
- k 転圧状況（路盤）
- l 細粒度アスコン厚寸法
- m その他、道路管理者が必要と認めたもの

(6) 立会検査の申請

① 申請の方法

- ア 立会検査は、来局して「立会検査予定台帳」に必要事項を記入する
- イ 「立会検査予定台帳」の記入者は、指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者
- ウ 対象とする工事
 - (ア) 立会を指定している分岐穿孔工事
 - (イ) メーターを設置する工事
 - (ウ) 濁水の発生、水圧低下の恐れがある通水作業
 - (エ) 受水槽を設置する工事
 - (オ) その他必要と認める工事

② 検査員の指示

- ア 検査員は、工事工程等について事前に打合せを求めることがある。
- イ 検査員は、立会の際に必要な応じた指示をすることがある。
- ウ 指示に従わない場合、または不適切な技能者が従事しているときは、工事を一時中止させることがある。

4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱

(1) 目的

給水装置工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取り扱いを定める。

(2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 給水装置工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 給水装置工事台帳
- ② 配水管布設平面図
ア 2, 500分の1 5, 000分の1 10, 000分の1
イ 路線別竣工図
- ③ 函館市上水道給配水管布設平面図 500分の1
- ④ 道路台帳図（国道） 500分の1
- ⑤ 道路台帳図（道道） 1, 000分の1
- ⑥ 道路台帳図（市道） 500分の1 1, 000分の1

(4) 対象図書の閲覧および複写の基準

- ① 対象図書の閲覧場所は、業務課の受付カウンターとする。
- ② 閲覧する場合は、原則として職員が立ち会うものとする。
- ③ 給水装置工事関係者およびその他工事による地下埋設物調査者等が、対象図書の閲覧を希望する場合に、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 対象図書の閲覧にあたっては、局外の持ち出しを認めない。
- ⑤ 対象図書の複写については、次のとおりとする。
 - ア 給水装置工事台帳については、請求人が当該給水装置の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。
 - イ 給水装置工事申込書、給水装置工事費精算調書および利害関係人同意書の複写は、原則として認めない。
 - ウ 配水管布設平面図および函館市上水道給配水管布設平面図の複写については、給水装置工事等の関係者が、関係部分の写しの交付を受けることができる。

エ その他の工事業者の請求で、配水管等の事故防止上必要と認めた場合は、関係部分の写しの交付をすることができる。

オ 対象図書を複写し交付を受ける場合は、「対象図書交付簿」に関係事項を記入すること。

カ 複写の部数は、一部とする。

(5) その他

① 各種図面は、市街の形態等と整合がとれない部分もあり、経年管については、竣工図不明により記載されていないものもあることに留意すること。

② 現地での給配水管の位置確認等が必要なものは、試掘等を行うこと。

(6) 事前打合せ

中層建築物に直結給水を行う者は、設計審査を受ける前に、別紙様式による「中層建築物直結給水事前協議申込書」および次の書類を管理者に提出して打合せをしなければならない。

- ① 付近見取図（配水管および建物の位置関係が確認できるもの）
- ② 建物平面図
- ③ 給水装置工事設計図
- ④ 水理計算書

(7) 事前打合せの通知

管理者は、直結給水事前協議の結果を「中層建築物直結給水事前協議書」により通知する。

(8) 設計審査

事前打合せを終えて、設計審査を受けようとする場合は、函館市水道局給水条例施行規程に定める給水装置工事申込書に協議済み年月日を記入し、「中層建築物直結給水に係わる維持管理届」を添付して、管理者の設計審査を受けなければならない。

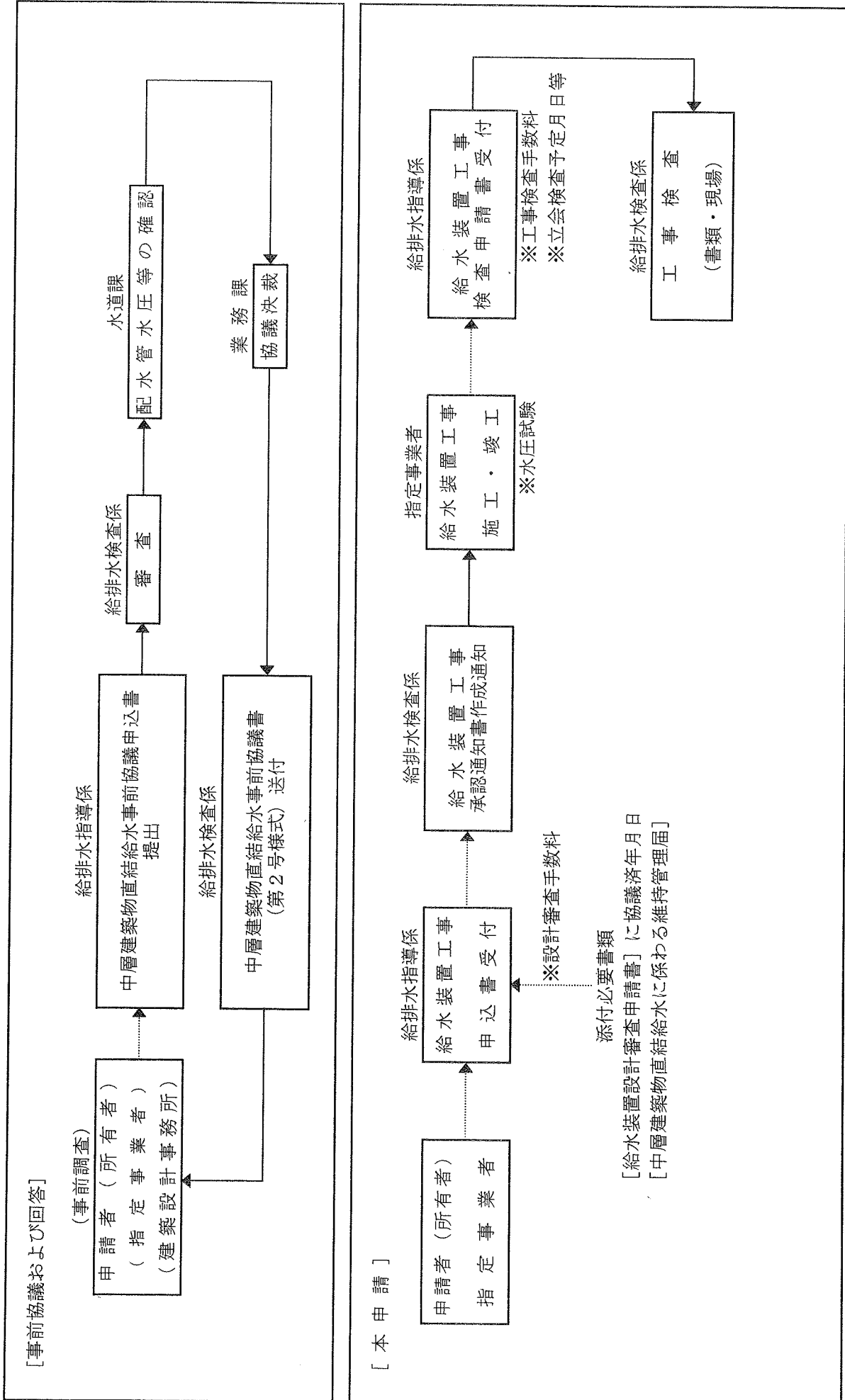
(9) 既存建物の扱い

既存の建物において新たに中層建築物直結給水を受けようとするときは、給水装置の構造および材質がこの取扱の基準に適合していなければならない。

(10) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

中層建築物直結給水の業務フロー



中層建築物直結給水事前協議申込書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

	業務課長		係長		係	
申請者 (所有者)	住所					
	氏名					印
指定給水装置工事 事業者	住所					
	氏名					印
給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番 号					
建築物の用途	階数	階	専用住宅	共同住宅	戸	
			一般用(業種)	
使用予定水量	\varnothing /min (m^3 /日)					
配水管等の種別	配水管・配水支管・配水小管・給水管 (口径 mm)					
分岐の位置	函館市 町 丁目 番 号先					
給水管の口径	mm		水道メーター	mm		
			口径			
総損失水頭	(配水管から末端給水栓まで)					m

	水道課長		係長		係	
問題点						
指導意見						
備考						

中層建築物直結給水事前協議書

平成 年 月 日

(事前協議申請者)

氏 名 様

函館市公営企業管理者
水 道 局 長

直結給水事前協議の結果について

平成 年 月 日付けにより事前協議のありました下記の物件につきましては、次のとおり回答いたします。

当該地付近の配水管の状況から設計水圧は、 _____ MPa (kgf/cm²) で設計することができます。

なお、一般的にこの設計水圧では _____ 階まで直結給水が可能です。

[注意事項]

- 配水管の切替え工事および事故等により、計画的または緊急に断水、減水し、濁水を伴うことがありますので、使用者等に周知が必要です。
- 給水装置の設計にあたっては、函館市水道局「給水装置工事に係る取扱」「中層建築物直結給水の取扱」および厚生省監修「給水装置工事の手引き」に基づいてください。
- 詳細につきましては、水道局または函館市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

[協議物件]

給水装置設置場所	函館市	町	丁目	番	号
申請者 (所有者)	住所	町	丁目	番	号
	氏名				
建築物の用途		階建	住宅	戸	一般用 戸 計 戸

8. 私設消火栓等の取扱

(1) 目的

直結する私設消火栓等は給水装置であり、設置箇所ごとの適正な管理を図るため取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「私設消火栓」とは、函館市水道事業給水条例第4条第2号に定める消防用に使用するもので、管理者が封かんしたものをいう。
- ② 「私設消防用設備」とは、消防法施行令第7条に定める設備のうち、水道を水源とし、個人等が所有し管理する施設の屋外消火栓、屋内消火栓、消防設備用水槽、防火水槽をいう。
- ③ 「公設消火栓」とは、消防水利の中で水道法第24条の規定により函館市水道局と函館市消防本部との協定書に基づき設置する地上式消火栓、地下式消火栓をいう。
- ④ 「公設防火水槽」とは、函館市消防本部が所有し管理する防火水槽をいう。
- ⑤ 「メーター」とは、管理者が貸与する水道メーターをいう。
- ⑥ 「参考（自己）メーター」とは、所有者等が購入し設置したメーターをいう。

(3) 消火栓等の設置および管理等

消火栓等の設置および管理は、別表の区分のとおりとし、函館市水道事業給水条例による。

(4) 消火栓の型式等

公道および公道に準ずる私道に設置する消火栓の型式等は次のとおりとし、メーター以下に設置する私設消防用具の器具等については、所有者の選択とする。地上式消火栓は函館市型とし、栓体口径は150mmとする。

- ① 地下式消火栓は口径100mmの函館市型とし、副弁を設置する。副弁はボール式C型バルブとする。

(5) 私設消火栓の使用届等

私設消火栓を使用する場合の取扱は、次のとおりとする。

- ① 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、私設消火栓消防演習使用届（第13号様式・第40条関係）を提出し、管理者の指定する職員の立会を要する。なお、封かんは、管理者が行う。
- ② 参考（自己）メーターを設置しているものを一時的に専用給水装置として使用する場合は、管理者に水道使用開始申込書（第5号様式・第36条関係）と水道使用廃止届（第10号様式・第40条関係）を同時に提出し承認を受けるものとする。
- ③ メーターの設置されている給水装置と共用のもの、またはメーターが設置さ

れている私設消防用設備は、専用給水装置であり使用に係る規制はない。

(6) 公設消火栓の使用

公設消火栓は、消防または消防の演習以外に使用できない。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

- ① 地震，風水害等の災害時の場合。
- ② 公共事業等で特別の事情があり，緊急に水の使用を必要とする場合。

(7) 料金の算定

消火栓の使用および私設消防用設備の水道料金の算定は，次のとおりとする。

① 公設消火栓

管理者が別に定める。

② 私設消防用設備（メーターの設置されているもの。）

ア 定期検針の結果，使用量がない場合は使用中止の扱いとし，水道料金は徴収しない。

イ 定期検針により 1 m^3 以上の水量が出た場合は，給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

③ 私設消火栓（封かんされたもの。）

ア 専用給水装置として使用する場合は，携帯用メーターにより計量し，給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

イ 消防または消防の演習以外の無届け使用の場合は，使用した者に対し給水条例第40条に規定する過料を科する。

④ 私設消火栓（参考（自己）メーターの設置されているもの。）

ア 定期検針の結果，使用量がない場合は使用中止の扱いとし，水道料金は徴収しない。

イ 定期検針により 1 m^3 以上の水量が出た場合は，参考（自己）メーターによる水量を認定し，給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

(8) メーター等の設置基準

メーターの設置は，函館市水道局給水装置工事に係る取扱の基準により次のとおりとする。

- ① 私設消火栓等には，管理者がメーターを貸与し，所有者等が設置する。
- ② 参考（自己）メーターの設置されている既設のものは，異状または故障により計量が不可能になったとき，管理者はメーターを貸与し設置する。
- ③ 受水槽式給水による共同住宅等で，特例検針の認定を受ける建物に消防設備用水槽を設置する場合は，その上流側にメーターを設置する。
- ④ 開発行為等により設置する地上式消火栓は，管理者と事前協議を行い，寄付採納されるものはメーターを設置しない。

寄付採納を受けた消火栓は管理者の所有とし，函館市消防本部が管理を行う。

- ⑤ 函館市消防本部所有のもの，若しくは帰属されることが決定している防火水

槽にはメーターを設置しない。

(9) 封かん等

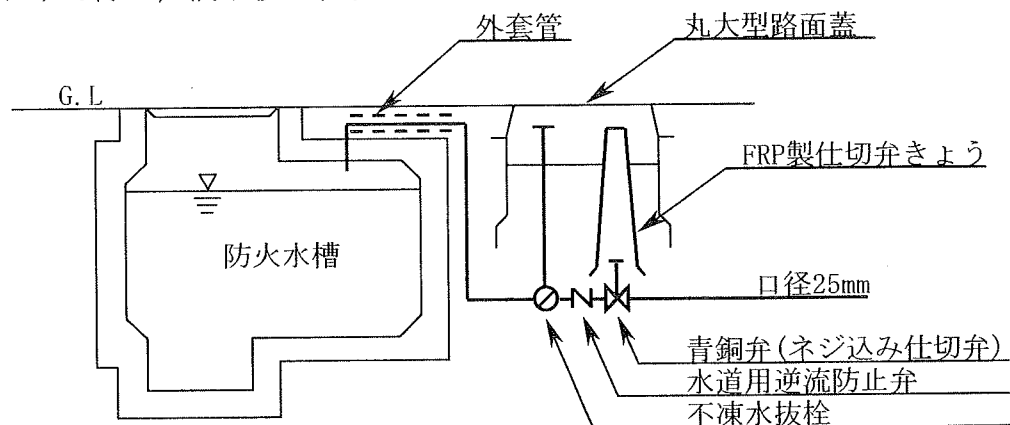
私設消火栓の封かんおよび調査は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、隔月または必要の都度、封かんを調査する。
- ② 管理者は、使用者からの届出等がなく開封されているときは、関係者から事情を聴取し、函館市水道事業給水条例に基づき処理する。
- ③ 封かんは、管理者が行う。

(10) 防火水槽への給水

防火水槽および消防設備用水槽への給水は、次のとおりとする。

- ① 水槽への流入管は、原則として落とし込みとする。
- ② 流入管には仕切弁、逆流防止弁、水抜栓を設置する。
- ③ 水槽への給水は、仕切弁で操作し、配水管の流速に影響を与えないよう時間をかけて行い、満水後は仕切弁を閉止とする。



(11) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

私設消火栓等の設置および管理の区分

設置場所	取扱および 使用基準	給水方式	消防用設備等 の種類	メーター の設置	所有者および 管理する者
公道または 公道に準ず る私道等	公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
			防 火 水 槽		消防本部所有 消防本部管理
開発行為等 により道路 用地内	[寄付を受けるもの] 公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
	[寄付を受けないもの] 私 設 (消 防 用)		地上式消火栓	無	所有者等
	[都市計画法により帰属] 公 設 (消 防 用)		防 火 水 槽	無	消防本部所有 消防本部管理
各種構内 各種建物内	[既設] 私設 (消防または消 防の演習のほ かは使用でな い。)	直 結 式	[私設消火栓] 地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	[封かんが必要] 無	所有者等
			参考(自己) メーター		
	[新設] 私設 (届け出の必要 はなく,専用給 水装置として 使用できる。)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	局メーター	所有者等
		受水槽式	消防法の適用 を受けるもの 特例検針建物 の消防用設備		
直 結 式 直・受 併用式	給水装置と共 用のもの				

第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第5条）	1
(2) 性能基準7項目の解説	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	4
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
(1) 適合性の表示方法	5
(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク	5
① 基本基準適合品に使用する認証マーク	5
② 特別基準適合品に使用する認証マーク	6
(3) 型式承認品の検査証印	6
① 一般用器具	6
② 寒冷地用器具・共用器具	7
③ 打刻，鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法	7
(4) 第三者認証機関の共通認証マーク	8
(5) 自己認証品の基準適合証印	8
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9
(1) 管および継手類	9
(2) 分岐用具	9
(3) 栓・バルブ類	9
(4) その他	10
参考資料 給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）	11

第 3 部

1. 給水装置の構造および材質

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合しないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。（水道法第16条）

(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第5条）

- ① 配水管への取付口は、ほかの給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用水量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

※④、⑤、⑦は給水停止条件となる。

(2) 性能基準7項目の解説

給水装置の構造および材質の基準に関する厚生省令により個々の給水管および給水用具が満たすべき性能基準は、次の7項目となる。

基準項目	解 説
①耐圧性能	水道の水圧により給水装置に水漏れ、破壊等が生じることを防止するためのもの。
②浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲料に供される水が汚染されることを防止するもの。
③水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生ずる水撃作用により、給水装置に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
④防食性能	酸、アルカリおよび漏えい電流による侵食を防止するもの。
⑤逆流防止性能	給水装置からの逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生ずることを防止するためのもの。
⑥耐寒性能	給水用具間の水が凍結し、給水用具に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
⑦耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生ずることを防止するためのもの。

※ この性能基準に適合する給水装置工事材料は、すべて使用できる。しかし、性能基準に適合しない給水装置工事材料を使用した場合は、給水拒否または給水停止の要件となる。

2. 給水装置工事材料の性能基準の区分

7項目の性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。

参考として次の表に性能基準ごとに適用する給水装置工事材料を示す。

性能基準	適用する給水装置工事材料
耐圧性能	すべての給水管および給水用具 (最終の止水機構の流出側に設置されるものを除く)
浸出性能	飲料に供される水に接触する可能性のある給水管および給水用具 [適用対象の用具例] ○給水管 ○末端給水用具以外の給水用具 ・継手類 ・バルブ類 ・受水槽用ボールタップ ・先止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ○末端給水用具 ・台所用、洗面所用等の水栓 ・元止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ・浄水器、自動販売機、冷水器
水撃限界性能	水撃作用を生じるおそれのある給水用具であり、具体的には水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等がこれに該当する。 なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、水撃防止用具を設置するなどの措置を講じなければならない。
逆流防止性能	逆止弁、減圧式逆流防止器、逆流防止装置内蔵型の給水用具
負圧破壊性能	バキュームブレーカー、負圧破壊装置内蔵型の給水用具、吐水口空間により逆流を防止する構造の給水用具 (ボールタップ付ロータンク、自動販売機、冷水器)
耐寒性能	凍結のおそれのある場所において設置される給水用具 なお、凍結のおそれのある場所においてこの基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、断熱材で被覆するなどの凍結防止措置を講じなければならない。
耐久性能	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁等

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526 JIS A 5314	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) モルタルライニング	SⅡ形の切管には第1種使用
	JIS G 5526 JIS G 5528	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527 JIS G 5528	φ75～350 K形 内面エポキシ樹脂粉体塗装	埋設用
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50第1種二層管(軟質)	
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	
	函館市仕様	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 117	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ40～50×20～25 A形(ボール式)	
分水サドルバンド	函館市仕様	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用仕切弁	JWWA B 122	φ75以上(右回り開き, 左回り閉じ)	旧函館市地区用
		φ75以上(左回り開き, 右回り閉じ)	旧亀田市地区用
水道用空気弁	JIS B 2063	φ75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁(ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	
丸大型路面蓋	函館市仕様		
コンクリート大・中丸管	函館市仕様		
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	φ13~50(H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様		
ポリエチレンスリーブ	JDPA Z 2005	φ75~350	日本ダクタイル鋳鉄管協会規格
バルブ標示杭	函館市仕様	FRP製	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中(φ13, 20)・大(φ25)	
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中(φ13, 20)・大(φ25)	メーター位置改善工事用
メーターボックスB-1	函館市仕様	φ13~25(Aボックス使用) 各口径1個設置	メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:1個設置	KB-2ボックス用鋳鉄蓋 (逆止弁の通路設置用)
メーターボックスKB-2			
メーターボックスB-3	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:2個設置	
メーターボックスKB-3			
メーターボックスB-4	函館市仕様	φ13~50 φ13:6個設置 φ20:6個設置 φ25:6個設置 φ40:3個設置 φ50:1個設置	
メーターボックスT-1	函館市仕様	φ50, 75 各1個設置	
メーターボックスT-2	函館市仕様	φ50~150 各1個設置	
メーターボックスT-3	函館市仕様	φ150 1個設置	
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製 縞鋼板製, 縞鋼板製チェーン付	

【川芎芎】

給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）

No. 1

項目	給水管及び給水用具の基準			給水装置システムの基準
	適用対象	判定基準	準	
水道法施行令第5条の構造・材質の基準				
第1号 配水管への取付口における給水装置の取付口から30cm以上離れていること。				
第2号 配水管への取付口における給水管の口径は、水の使用量に比し、著しく過大でないこと。				
第3号 配水管の水圧に、影響を及ぼすおそれのあるボンプに、直接連結されていないこと。				
第4号 土圧・その他の荷重に對し、充分な耐力を有すること。 水圧に對し充分な耐力を有すること。 水が漏れるおそれがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置される給水用具および〔二〕の給水用具を除く） 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下部に設置される給水用具（〔三〕の給水用具を除く） 一缶二水路型貯湯湯沸器（一つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器） 	<p>給水管及び給水用具の開口部を密閉（流出側が大氣に開口され、かつ止水機構を有するものについては止水機構を閉止）し、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。〔一〕</p> <p>耐圧性能試験により0.3MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。〔二〕</p> <p>その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。〔三〕</p>	<p>給水装置の接合箇所は、水圧に對する充分な耐力を確保するために、その構造及び材質に應じた、適切な接合が行われているものでなければならぬ。〔2〕</p> <p>○家屋の主配管は、配管の経路に對して、構造物の下の通過を避けること等により、漏水時の修理を容易に行うことができるようにならなければならない。〔3〕</p>	

水道法施行令第5条の構造・材質の基準		給水管及び給水用具の基準			給水装置システムの基準	
項目	適用対象	判定基準				
第4号	<p>耐圧性能 (省令第1条)</p> <p>水圧に対し充分な耐力を有すること。 水が漏れるおそれがないこと。</p>	<p>・オリング等を水圧で圧縮することにより水密を確保する構造の給水用具〔伸縮継手、伸縮可とう継手等〕</p>	<p>・耐圧性能試験により、20KPa及び1.75MPaの静水圧を1分間かけたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。〔四〕</p>	給水装置システムの基準		
第5号	<p>浸出性能 (省令第2条)</p> <p>水が汚染されるおそれがないこと。</p>	<p>・水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具</p>	<p>・浸出性能試験により、供試品 (浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料 (金属以外のものに限る。) をいう。) について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる基準に適合しなければならない。〔1〕</p>	<p>○給水装置は、末端部が行き止まりとなっており、水が停滞する構造となっていないこと。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。〔2〕</p> <p>○給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、または取り扱う施設に近接して設置してはならない。〔3〕</p>		
	<p>耐寒性能 (省令第6条)</p> <p>凍結を防止するため適当な措置が講ぜられていること。</p>	<p>・給水装置の末端以外に設置されている給水用具又は給水管</p>	<p>・浸出性能試験により、供試品 (浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料 (金属以外のものに限る。) をいう。) について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。〔1〕</p>	<p>○鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある材質の給水装置であつて、当該油類が浸透するおそれのある場所に設置されているものにあつては、さや管等により適切な防護のための措置が講じられているものではない。〔4〕</p> <p>○耐寒性能基準を満足しない給水装置であつて、屋外で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置にあつては、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置が講じられていない。</p>		

【川越河】

水道法施行令第5条の構造・材質の基準	給水管及び給水用具の基準				給水装置システムの基準
	項目	適用対象	判定基準		
破壊を防止するための適当な措置が講ぜられていること。	水撃限界性能 (省令第3条)	<ul style="list-style-type: none"> 水栓その他の水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具 	<ul style="list-style-type: none"> 水撃限界性能試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15MPaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）したとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> 水撃限界性能基準を満足しない給水装置であつて、止水機構の開閉により水撃作用を生じるおそれのあるものにあつては、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止装置器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものでなければならぬ。 	
侵食を防止するための適当な措置が講ぜられていること。	防食性能 (省令第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 酸又はアルカリによつて侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置（給水用具又は給水管） 	<ul style="list-style-type: none"> 酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のものでなければならぬ。〔1〕 	<ul style="list-style-type: none"> 酸又はアルカリに対する耐食性を有しない材質の給水装置であつて、酸又はアルカリによつて侵食されるおそれのある場所に設置されているものにあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならぬ。〔1〕 	
当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。	-	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい電流によつて侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置（給水用具又は給水管） 	<ul style="list-style-type: none"> 非金属製の材質のものでなければならぬ。〔2〕 	<ul style="list-style-type: none"> 非金属製でない材質の給水装置であつて、漏えい電流によつて侵食されるおそれのある場所に設置されているものにあつては、絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならぬ。〔2〕 	

水道法施行令第5条の構造・材質の基準		給水管及び給水用具の基準		給水装置システムの基準	
項目	適用対象	判定基準	呼び径	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の中心までの垂直距離
第7号 水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。	減圧式逆流防止器	<ul style="list-style-type: none"> ・逆流防止性能試験により3KPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないこと。負圧破壊性能試験により流入側から-54KPaの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3mmを越えないこと。〔イ〕 	13mm以下	25mm以上	25mm以上
	逆止弁及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(減圧式逆流防止器を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・逆流防止性能試験により3KPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないこと。〔ロ〕 	13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
	逆流防止給水装置 逆流防止装置を内部に備えたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・逆流防止性能試験により3KPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないこと。〔ハ〕 	20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上
<p>注) 1) 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)</p> <p>2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽、又は容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)にあつては、吐水口空間は200mm以上とする。</p>					

水道法施行令第5条の構造・材質の基準		給水管及び給水用具の基準			給水装置システムの基準	
項目	適用対象	判定基準	区分			
逆流防止性能 (省令第5条)	逆流防止給水用具 (4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯及び給湯付きふろがままである逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	・逆流防止性能試験により3KPa及び当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50KPaいずれか高い圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないこと。〔ハ〕	壁からの離れ	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離		
負圧破壊性能 (省令第5条)	バキュームブレーカー (負圧破壊装置) 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具	・負圧破壊性能試験により流入側から-54KPaの圧力を加えたとき、バキュームブレーカーに接続した透明管内の水位の上昇が75mmを越えないこと。〔二〕 ・負圧破壊性能試験により流入側から-54KPaの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が水受け部の水面までの垂直距離の2分の1を越えないこと。〔ホ〕	近接壁の影響がない場合 近接壁1面の場合 近接壁2面の場合	1. 7d+5mm以上 3. 0d以上 2. 0d+5mm以上 1. 7d+5mm以上 3. 5d以上 3. 0d以上 2. 0d+5mm以上 1. 7d+5mm以上		
水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置			近接壁の影響がある場合	注) 1) D: 吐水口の内径 (単位 mm) d: 有効開口の内径 (単位 mm) 2) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。 3) 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。 4) 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) にあっては、吐水口空間は50mm以上とする。 5) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽、又は容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) にあっては、吐水口空間は200mm以上とする。		

○事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所にある場所に給水する給水装置は吐水口を有する給水装置 (2) に規定する垂直距離及び水平距離を確保し当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流防止のための措置が講じられているものでなければならぬ。〔2〕

給水装置の構造及び材質の基準（施行令、省令）

水道法施行令第5条の 構造・材質の基準	給水管及び給水用具の基準				給水装置システムの基準
	項目	適用対象	判定基準		
耐久性能 (省令第7条)	<ul style="list-style-type: none"> 弁類 	<ul style="list-style-type: none"> 減圧弁 逃し弁 逆止弁 空気弁 電磁弁 	<ul style="list-style-type: none"> 耐久性能試験により110万回の閉開操作を繰り返した後、当該給水装置に係る耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有するものでなければならぬ。 		
共通					

※ 表中の各種性能試験は、いずれも厚生省告示111号「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」による。

【川内要】

(変更の届出等) ・ ・ ・ ・ ・ 法第 25 条の 7

(10) 指定事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、または給水装置工事業の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、次の各項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 法人にあっては、役員の氏名
- ③ 主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

(11) 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更の日から 30 日以内に施行規則に定められた様式第 10 による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- ① 前項(10)①に掲げる事項の場合には、法人にあっては定款または寄附行為および登記簿謄本、個人にあっては住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し
- ② 前項(10)②に掲げる事項の場合には、施行規則に定められている様式第 2 による誓約する書類および登記簿の謄本

(廃止等の届出)

(12) 法第 25 条の 7 の規定により事業の廃止、休止または再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、または休止したときは、当該廃止または休止の日から 30 日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、施行規則に定められている様式第 11 による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し) ・ ・ ・ ・ ・ 法第 25 条の 11

(13) 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条第 1 項の指定を取り消すことができる。

- ① 法第 25 条の 3 第 1 項の指定の基準各号に適合しなくなったとき。
- ② 法第 25 条の 4 第 1 項または第 2 項の規定に違反したとき。
- ③ 法第 25 条の 7 の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- ④ 法第 25 条の 8 に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 法第 25 条の 9 の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- ⑥ 法第 25 条の 10 の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。
- ⑦ その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に傷害を与え、または与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき。

(指定の停止)

(14) 前項(13)各号に該当する場合において、指定事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取り消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示) 法第25条の3第2項、法第25条の11第2項

(15) 次の各号に該当するときは、その都度公示する。

- ① 指定事業者を指定したとき。
- ② 指定事業者から給水装置工事業の廃止、休止、または再開の届出があったとき。
- ③ 指定事業者の指定を取り消したとき。
- ④ 指定事業者の指定を停止したとき。

3. 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等) 法第25条の4第3項

(1) 主任技術者は、次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡または調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 給水装置工事に係る工法、工期その他工事の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

(2) 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等) 法第25条の4第1項、第2項

(3) 指定事業者は、条例第8条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

(4) 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

(5) 指定事業者は、主任技術者を選任または解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(6) 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。

【取扱三】

ならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

4. 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準等) 法第25条の8

(1) 指定事業者は、法、政令、施行規則、条例、施行規程およびこの取扱ならびにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(2) 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- ① 給水装置工事ごとに、3.(3)項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して3.(1)に掲げる職務を行う者を指名すること。
- ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
- ④ 主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事業の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- ⑥ 施行した給水装置工事ごとに、(2)①の規定により指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名または名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
 - キ 3.(1)③の確認の方法およびその結果

(設計審査および工事検査) 法第 16 条

(3) 指定事業者は、設計審査を受けようとするときは、工事の施行前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書 1 部
- ② 設計図 1 部
- ③ 設計材料書 1 部

(4) 指定事業者は、工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事検査申請書 1 部
- ② 竣工図 1 部
- ③ 使用材料書 1 部
- ④ 水圧試験記録表 1 部

(5) 管理者は、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求め、または前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

(6) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し施行規則第 36 条第 1 号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(7) 管理者は、指定事業者が給水装置の修繕をしたときは、設計審査および工事検査の書類を省略し、修繕工事報告書を提出させることができる。

(報告または資料の提出) 法第 25 条の 10

(8) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる。

(9) 函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理

管理者は、函館市水道事業給水条例施行規程第 14 条の 4 の規定により指定事業者の指定の取消しまたは停止に関する処分を行う場合の事務処理は、給水装置工事審査委員会で処理するものとする。

5. 経過措置

(1) 廃止前の函館市水道局指定水道工事店に関する規程（以下「旧規定」という。）に基づき函館市水道局指定水道工事店に指定されている者は、法の施行の日から 90 日を経過したとき（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 107 号）附則第 2 条第 2 項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をしたとき）は、旧規程に基づき交付された函館市水道局指定水道工事店指定書および標示板を管理者に返納しなければならない。

受付年月日	受付番号	整理番号
年 月 日	第 号	

給水装置工事申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

課長	係長	係

申 込 者 (給水装置所有者)	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 市郡区		
	氏名	印		
	電話	() -		
給水装置使用者氏名				
給水装置設置場所		函館市 町 丁目 (番地) 号		
設計審査の申請者 (指定給水装置工事事業者)	住所			
	氏名	印		
	電話	() -		
指名給水装置工事主任技術者氏名		印	技能を有する者	
工事種別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去		
給水装置の用途		家 庭 用 ・ 一 般 用 ・ 公 衆 浴 場 用		
		使用種別		
給水方式		直結・受水槽・直受併用	事前協議	有・無
分岐管の種別		配水管・公道給水管・宅地内給水管	分岐止	有・無
水道メーター		口径 mm 個	口径 mm 個	
給水管最大口径		mm		
給水管所有者分岐承諾		有 ・ 無		
道路種別		国 道 ・ 道 道 ・ 市 道 ・ 私 道 ・ そ の 他		
施行者 区 分	分岐箇所から水道メーターまで	指定給水装置工事事業者		
	水道メーターから末端給水栓まで	指定給水装置工事事業者		
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日	

〔取扱三〕

道路占用許可申請年月日	年 月 日	審査手数料	円
-------------	-------	-------	---

注 工事の施行に当たり、申込者が他人の給水装置から分岐して使用する場合は、裏面の承諾書により必ず承諾を受けてください。

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

使用者 住所
氏名 印

管洗浄用水使用報告書

平成 年 月 日付函水給第 号で許可のありました管洗浄用水の使用
水量について、下記のとおり報告します。

給水装置設置場所	使用者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口径	使用期間	使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
				計 m ³

平成 年 月分

管洗淨用水使用料金内訳書

料 金 課			業 務 課		
課 長	係 長	係	課 長	係 長	係

使 用 者	給水装置設置場所	使用 水量	水量 料金	消費税 相当額	水売却 料 金
		m ³	円	円	円
計	使用期間 箇所 ~	m ³	円	円	円

【取扱三】

第1号様式の4（第14条の6関係）

受付年月日	受付番号	整理番号				
年 月 日	第 号					

給水装置工事検査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

課長	係長	係

申請者	住所					
	氏名					印
	電話	() -				
給水装置使用者氏名						
給水装置設置場所		函館市	町	丁目	(番地)	号
給水装置所有者	住所	都道府県	市郡区			
	氏名					
	電話	() -				
指名給水装置工事主任技術者氏名		印	技能を有する者			
工事種別		新設 ・ 改造 ・ 撤去				
給水方式		直結 ・ 受水槽 ・ 直受併用		事前協議	有 ・ 無	
分岐管の種別		配水管 ・ 公道給水管 ・ 宅地内給水管		分岐止	有 ・ 無	
立会検査日		分岐せん孔工事	年月日	通水作業	年月日	
		水圧試験	年月日	完成	年月日	
貸与水道メーター		口径 mm	個	口径 mm	個	
貸与参考水道メーター		口径 mm	個			
水道メーター払出年月日		年 月 日				
水道メーターおよび配管検査日		水道メーター	年月日	配管	宅地内	年月日
					屋内	年月日
道路部工事	道路種別	国道	道道	市道	私道	その他
	占用許可日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	路面復旧届出日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	路面復旧検査日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
路面種別		アスファルト ・ インターロッキング ・ 砂利道 ・ その他				
着工年月日	年 月 日	しゅん工年月日	年 月 日			

【取扱三】

検査手数料		円
-------	--	---

給水装置箇所現場写真

契約番号	設置場所	所有者	施工年月日	施工者名
	町 丁目 番 号		年 月 日	
○. 項 目 (例 分岐穿孔)				
○. 項 目 (例 分岐止め)				

○○○○○ 様

(道路管理者名)

[占用工事完了届]

許可番号	住 所	氏 名
	函館市 町 丁目 番 号	

函館市水道局

業務課・給排水指導係

【取扱三】

第1号様式の5（第14条の7関係）

受付年月日	水道維持係長	係	検針係	係	入力
年 月 日					

修 繕 工 事 報 告 書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

使用者番号		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																					
報 告 者	住 所																						
	氏 名									印	電話()												
修繕申込年月日	年 月 日	(修繕箇所位置図)																					
給水装置設置場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号																						
使用者氏名	電話()																						
修繕施行年月日	年 月 日																						
水 道 メ ー タ ー	口 径										mm												
	番 号																						
	修繕完了 時の指針	本器										m ³											
		副管										m ³											
修繕の種類および内容																							
公道部分の修繕						宅地内の修繕																	
1 破損修繕 2 漏水修繕 (舗装復旧) 面積 m ² 歩道 t = cm 車道 t = cm (修繕工事内容)						1 屋外給水管漏水修繕 2 屋内給水管漏水修繕 3 防寒器・水抜き修繕 4 パッキン取替 () 5 立上り管漏水修繕 6 ボールタップ修繕 7 その他 ()																	

【取扱三】

* 受付年月日	水道維持係長	係	検針係	係	入力
平成 年 月 日					

軽 微 な 変 更 届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

お客さま番号		— — — — — — — — — —									
届 出 者	給水装置設置場所	町 丁目 番 号									
	使用 者 氏 名	Ⓜ 電話 ()									
指定給水装置	住 所										
工 事 事 業 者	氏 名 (氏名)										
修繕施工年月日	平成 年 月 日	(備 考)									
水道メーター口径	口径 mm										
水道メーター番号											
修繕完了の水道メーター指針 (m3)	本器										
	副管										
修繕箇所 1 給水栓の (取替・コマ取替) 2 給水栓のパッキン取替 3 ボールタップの故障修理 (取替・パッキン取替・調整) 4 その他											

【取扱三】

(料金および手数料の軽減または免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金および手数料を軽減または免除することができる。

第5章 管 理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反等に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者または所有者が、第9条、第24条第2項または第28条の規定による工事費、修繕費または料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第29条または第36条の規定による給水量の計量もしくは給水装置の検査を拒み、または妨げたとき。
- (3) 給水装置に汚染のおそれある器物または施設を連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在不明で、かつ、水道の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過 料)

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条の規定による承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第19条、第29条、第36条または第38条の規定による水道メーターの設置、給水量の計量、給水装置の検査もしくは給水の停止を拒み、または妨げた者
- (3) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 私設消火せんを消防または消防の演習以外に使用した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 補 則

(委 任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(函館市水道使用条例の廃止)

2 函館市水道使用条例（昭和12年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(処分及び手続きに関する経過措置)

3 この条例施行前に、旧条例の規定によりなされた許可、承認、認定その他の処分又は請求、届出その他の手続きは、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則 （昭和34年12月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年1月分から適用する。

附 則 （昭和36年10月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年11月分から適用する。

附 則 （昭和39年6月30日条例第17号）

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

附 則 （昭和40年6月30日条例第12号）

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

附 則 （昭和41年11月28日条例第28号）

この条例は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則 （昭和41年12月28日条例第51号）

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。 （後略）

附 則 （昭和43年5月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、第28条の改正規定は、昭和43年5月分から適用する。

附 則 （昭和46年11月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。 （後略）

附 則 （昭和47年7月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、簡易水道事業の廃止に伴う改正規定の施行期日は、規則で定める。

附 則 （昭和48年12月1日条例第88号）

○ 函館市水道事業給水条例施行規程

(昭和38年3月15日)
水道局規程第4号)

沿革	昭和40年3月8日	規程第8号	昭和54年7月2日	規程第10号	平成5年8月1日	規程第8号
	昭和44年1月10日	規程第10号	昭和55年12月23日	規程第12号	平成6年12月16日	規程第29号
	昭和44年2月15日	規程第15号	昭和56年5月15日	規程第4号	平成7年3月22日	規程第2号
	昭和48年12月11日	規程第11号	昭和56年12月26日	規程第12号	平成9年9月26日	規程第15号
	昭和50年8月12日	規程第12号	昭和61年3月27日	規程第2号	平成10年3月31日	規程第8号
	昭和52年5月10日	規程第10号	平成2年10月1日	規程第11号		
	昭和53年3月2日	規程第2号	平成3年4月19日	規程第4号		
	昭和54年5月8日	規程第8号	平成4年7月1日	規程第11号		

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、函館市水道事業給水条例(昭和34年3月12日函館市条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削 除

第2章 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構造及び付属用具)

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水せん、止水せん、給水せん、水道メーター及びその他の給水用具で構成し、きょう類およびその他の付属用具を備えなければならない。

2 条例第3条第2項に規定する管理者が必要と認めるものは、管理者が定める構造基準によらなければならない。

(給水タンクの設置)

第4条 次の各号に該当するものは、受水タンクを設置しなければならない。

- (1) 地上4階以上の建造物に給水装置を設置する者(管理者が認める者を除く。)
- (2) 一時に多量の水を必要とする者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(給水装置の能力等)

第5条 給水装置の能力は、水栓の用途別使用水量に同時に使用率を考慮した水栓数を乗じて算定した所要水量または管理者が別に定める方法で算出した所要水量を確保できるものでなければならない。

2 水道メーター以下の給水管の口径は、水道メーターの口径と同じ口径またはそれ以下の口径でなければならない。ただし、管理者が認めるものは、この限りではない。

第6条 削 除

(給水装置の構造および材質の基準)

第7条 給水装置の構造および材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する基準によるものとする。

第8条 削 除

(埋設深さ)

第9条 給水管の埋設深さは、地盤荷重、衝撃および凍結を考慮し、公道または公道に準ずる私道にあつては1.1メートル以上とし、その他にあつては80センチメートル以上としなければならない。ただし、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

第10条 削 除

(水道メーターの設置)

第11条 水道メーターは、各世帯(寮、アパート等において各世帯ごとに給水装置がついているものを含む。)ごとの給水装置に設置する。

2 水道メーターは、屋外で点検しやすく、乾燥し、かつ、損傷または汚水侵入のおそれのない場所に設置する。ただし屋外に適当な場所のないときは、屋内に設置することができる。

3 水道メーターは、給水せんより低い位置で、かつ、水平に設置する。

4 前3項の水道メーターの位置は、管理者が定める。

第12条および第13条 削 除

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込みおよび承認)

第14条 条例第6条の規程により給水装置の新設、改造または撤去の工事の申込みをしようとする者は、第1号様式による申込書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込みを承認したときは、第1号様式の2の通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 条例第6条の規定による給水装置の修繕に係る工事の申込みおよび承認については、管理者が別に定める。

(指定の申請)

第14条の2 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16号の2第1項の指定を受けようとする者は、法第25条の2第2項の規定により管理者に申請しなければならない。

(指定書の交付等)

第14条の3 管理者は、前条の指定をしたときは、第1号様式の3の指定書を当該申請をした者に交付するものとする。

2 前条の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、給水装置の工事の事業の廃止を届け出たとき、または次条の規定による指定の取消しを受けたときは、直ちに前項の指定書を管理者に返納

○ 函館市下水道条例

(昭和49年1月7日)
条例第5号

沿革	昭和52年4月25日	条例第21号	平成2年3月22日	条例第11号	平成8年3月26日	条例第16号
	昭和52年6月30日	条例第30号	平成4年3月24日	条例第11号	平成9年3月27日	条例第21号
	昭和53年4月1日	条例第18号	平成4年12月17日	条例第45号	平成11年12月24日	条例第46号
	昭和56年3月31日	条例第14号	平成5年12月22日	条例第47号	平成12年3月28日	条例第9号
	昭和61年12月26日	条例第54号	平成7年3月22日	条例第13号	平成13年12月19日	条例第51号
	平成元年12月20日	条例第42号	平成7年12月25日	条例第57号		

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）その他の法令で定めるもののほか、市が設置する公共下水道の管理および使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する施設をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する区域をいう。
- (7) 未処理区域 法第2条第7号に規定する排水区域のうち処理区域を除いた区域をいう。
- (8) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の排水管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (9) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (12) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (13) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

(排水設備の計画の確認)

第3条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の施行)

第4条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定する排水設備工事業者が施行するものとする。

2 前項の排水設備工事業者の指定および施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第5条 特定事業場から下水を排除する処理区域内の使用人は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。ただし、第6号または第7号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）第3条第1項の規定による環境省令（同条第3項）の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量または^{リン}含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第1号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第6号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(7) ^{リン}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第7号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

2 政令第9条の5第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目（第5号または第6号に掲げる項目に係るものにあつては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。）に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第1号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満

(5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第5号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(6) ^{リン}含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第6号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 第1項第1号、第6号または第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水または当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域または海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、または同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項第1号、第5号または第6号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第2号から第4号までに掲げる項目に係る水質にあっては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置）

第5条の2 次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除する使用者は、除害施設を設けなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第5条の3 次の各号に掲げる物質または項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除する処理区域内の使用者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。ただし、第8号または第9号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、または同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量または²⁶リン含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。

(1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 政令第9条の8各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第1号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 2 政令第9条の9第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目（第6号または第7号に掲げる項目に係るものにあつては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。）に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。
- (1) 温度 40度未満
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第2号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第6号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (7) 燐含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第7号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 3 前2項の規定により除害施設を設けなければならない者は、あらかじめ除害施設の設置計画を管理者に届け出なければならない。

(し尿排除の制限)

第6条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、処理区域内においては水洗便所により、未処理区域内においてはし尿浄化槽を有する水洗便所によらなければならない。

(使用の開始等の届出)

第7条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、または休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りではない。

(悪質下水排除の開始等の届出)

第8条 使用者は、処理区域内において、生物化学的酸素要求量もしくは化学的酸素要求量1リットルにつき200ミリグラムまたは浮遊物質量1リットルにつき200ミリグラムを超える水質の下水（水洗便所から排除される汚水を除く。以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量および水質を管理者に届け出なければならない。

別表1 (第12条関係)

区 分	処 理 区 域				未 処 理 区 域				摘 要
	基本料金		超 過 料 金		基 本 料 金		超 過 料 金		
	汚 水 の 量	料 金	汚 水 の 量	料 金 (1立方 メートル まで ごとに)	汚 水 の 量	料 金	汚 水 の 量	料 金 (1立方 メートル まで ごとに)	
一般汚水	10立方 メートル まで	円 1,370	10立方 メートルを 超え 20立方 メートル までの分	円 137	10立方 メートル まで	円 130	10立方 メートルを 超え 20立方 メートル までの分	円 13	家庭用井戸 汚水につい ては、5人 までを10立 方メートル とし、1人 を増すごと に2立方メ ートルを加 える。
			20立方 メートルを 超え 30立方 メートル までの分	円 160			20立方 メートルを 超え 100立 方メー トルま での分	円 20	
			30立方 メートルを 超え 100立 方メー トルま での分	円 179			100立 方メー トルを 超え 1,000 立方メ ートル までの分	円 27	
			100立 方メー トルを 超え 1,000 立方メ ートル までの分	円 218			1,000 立方メ ートル を超え る分	円 36	
			1,000 立方メ ートル を超え る分	円 254					
公衆浴場か ら排除され る汚水	300立方 メートル まで	円 3,200	300立 方メー トルを 超える 分	円 11	300立 方メー トル まで	円 1,200	300立 方メー トルを 超え る分	円 4	

【取扱三】

備考 一般汚水とは、公衆浴場（入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受けるものをいう。）から排除される汚水を除く汚水をいう。

別表2（第12条関係）

区	分	料 金 (1立方メートルまでごとに)
汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまで	5 円
	300ミリグラムを超え 400ミリグラムまで	10
	400ミリグラムを超え 500ミリグラムまで	15
	500ミリグラムを超え 600ミリグラムまで	20
汚水1リットル中の浮遊物質量	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまで	4
	300ミリグラムを超え 400ミリグラムまで	8
	400ミリグラムを超え 500ミリグラムまで	12
	500ミリグラムを超え 600ミリグラムまで	16

備考

- 1 悪質下水の排除が1月につき500立方メートルに満たない場合は、適用しない。
- 2 生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量については、これらのうち数値の大きいものを適用する。